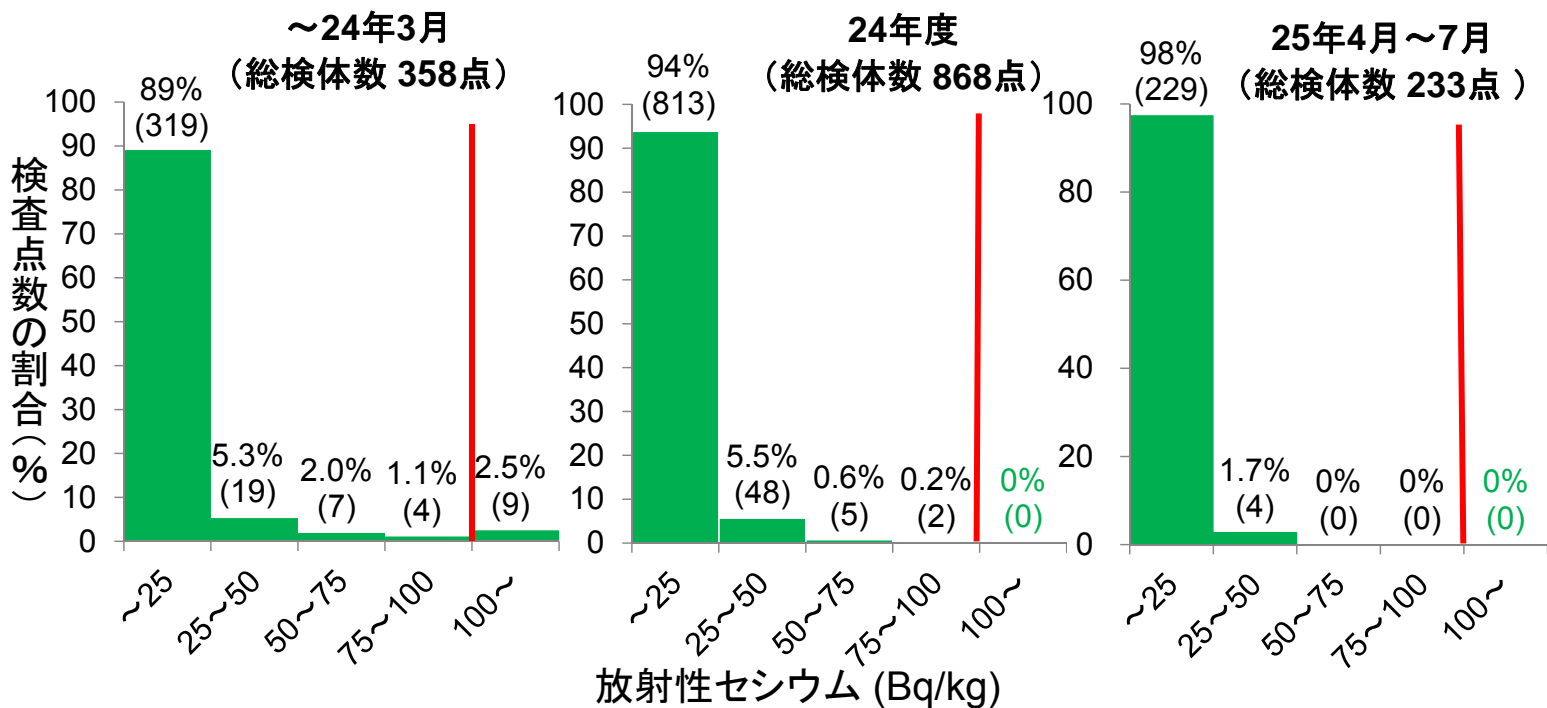


菌床しいたけの検査結果（～平成25年7月）

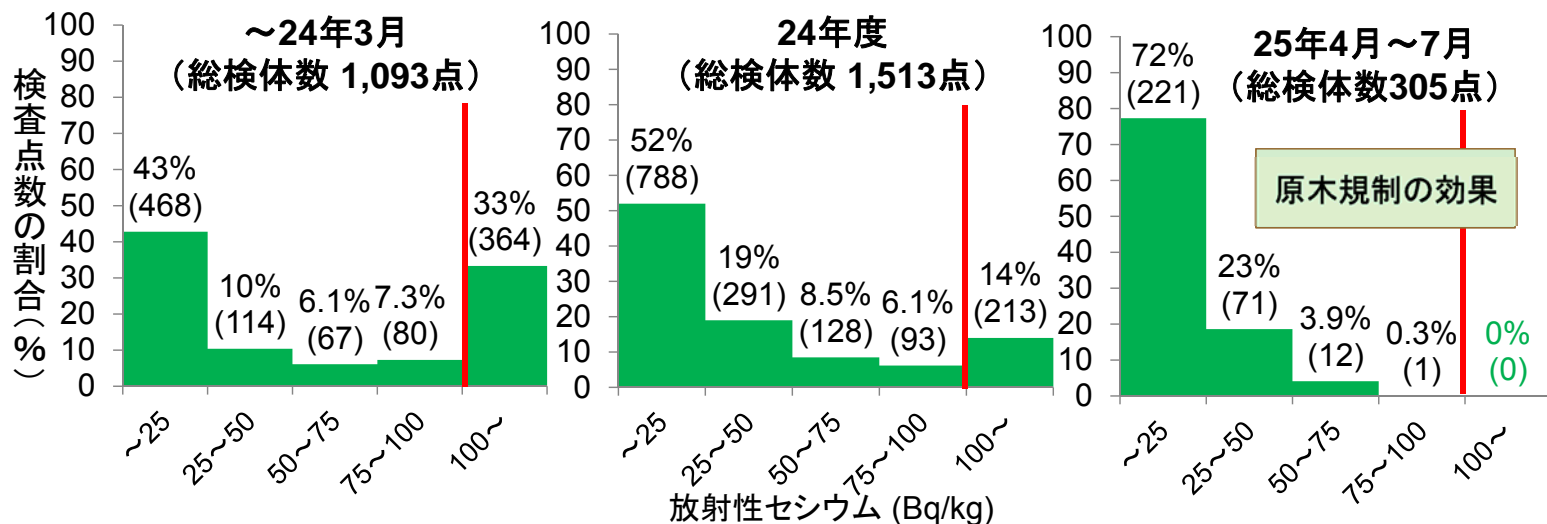
菌床しいたけで24年度以降に基準値を超過したものは無い。



(注)・平成25年7月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値以下は25 Bq/kg以下として集計。

原木しいたけの検査結果（～平成25年7月）

- 23年度は基準値を超えたものが3割見られたが、その割合は年々減少し25年度は基準値超過なし(7月31日現在)
- 出荷制限指示(平成25年7月31日時点)
露地栽培:6県(93市町村) 施設栽培:4県(18市町)

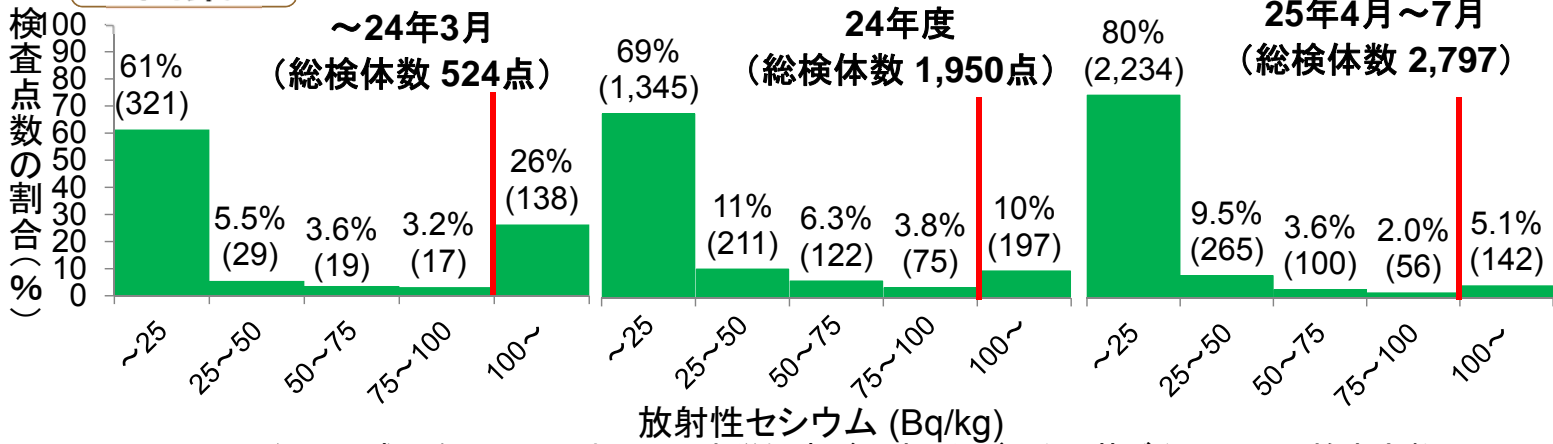


(注)・平成25年7月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値以下は25 Bq/kg以下として集計。

山菜等の検査結果(～平成25年7月)

- 山菜や野生きのこでは、24年度以降も基準値を超えたものがある。
- 出荷制限指示(平成25年7月31日時点)
 - 山菜(たけのこ・くさそてつ等): 6県(109市町村)
 - 野生きのこ: 10県(93市町村)

山菜

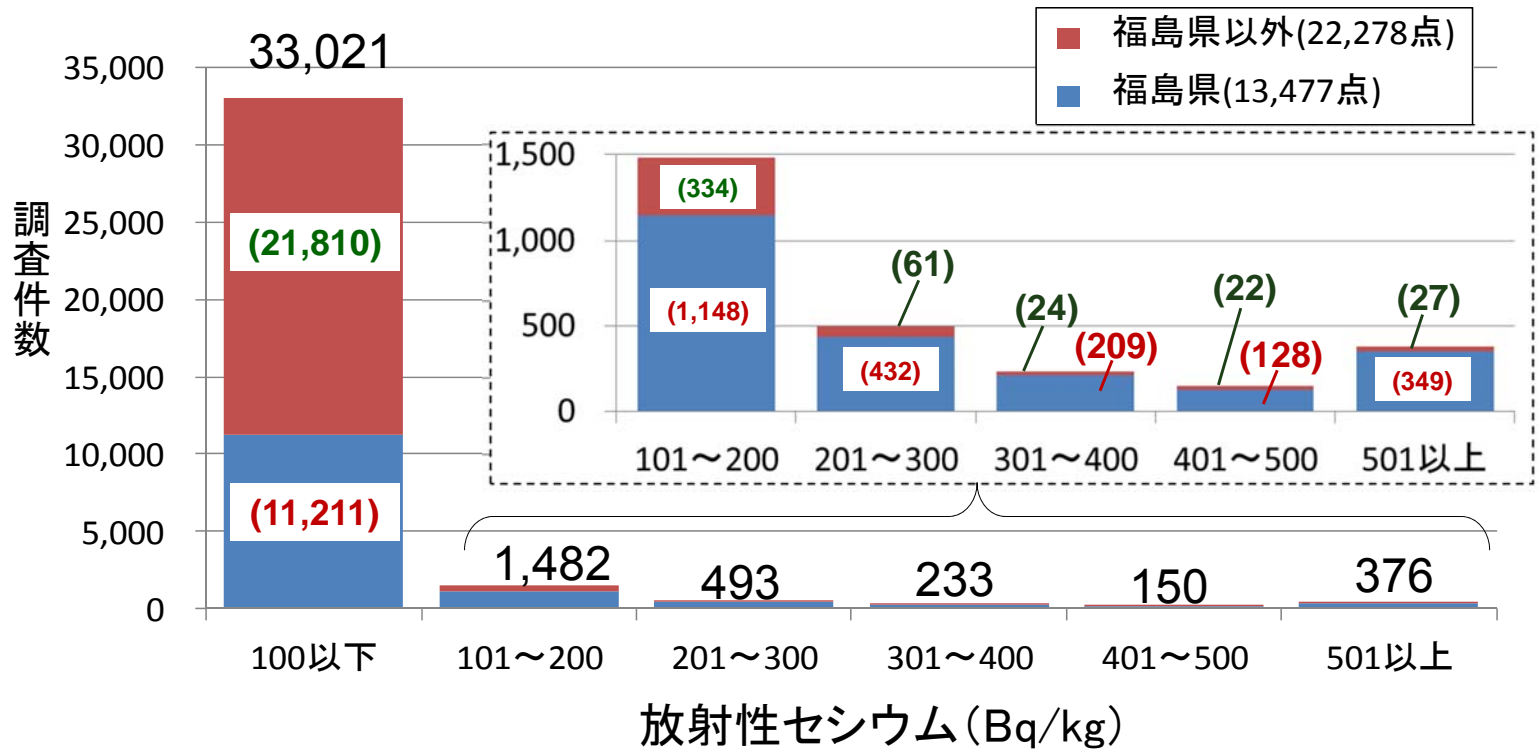


(注)・平成25年7月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
 ・検出下限値以下は25 Bq/kg以下として集計。

各品目の対応 (5) 水産物

水産物の検査結果(全国:35,755点)

35,755点中33,021点(92.4%)の放射性セシウム濃度が基準値以下



(注) 平成23年3月24日～平成25年7月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

水産物の調査の考え方

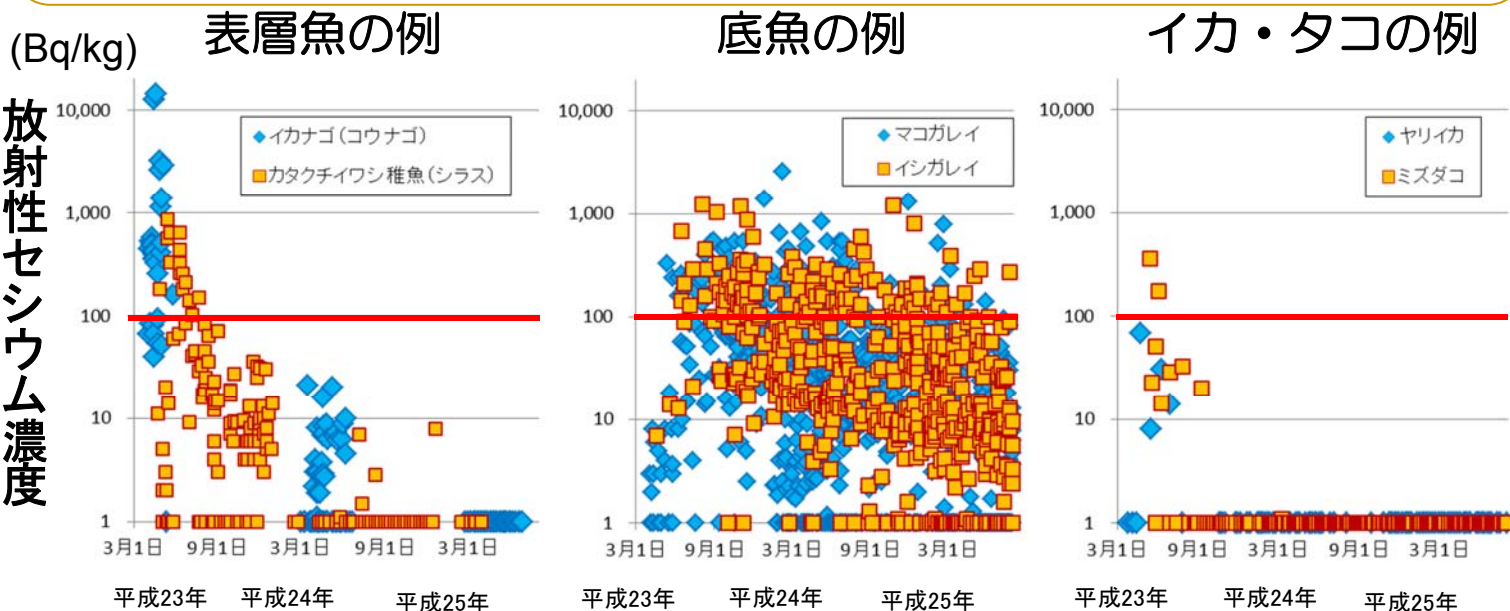
- 調査対象魚種の拡大や調査頻度の増加など調査を強化
- 50 Bq/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
- 近隣県の調査結果を参考

沿岸性魚種等 (例:コウナゴ、スズキ、カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚港で検体採取。表層、中層、底層等の生息域を考慮して調査。
回遊性魚種 (例:カツオ、イワシ、サバ類、サンマ等)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖で区分(県境の正東線で区分)し、区域毎の主要水揚港で検体採取。
内水面魚種 (例:ヤマメ・ワカサギ・アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要区域で検体採取。

(注) 平成25年7月31日現在

魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向

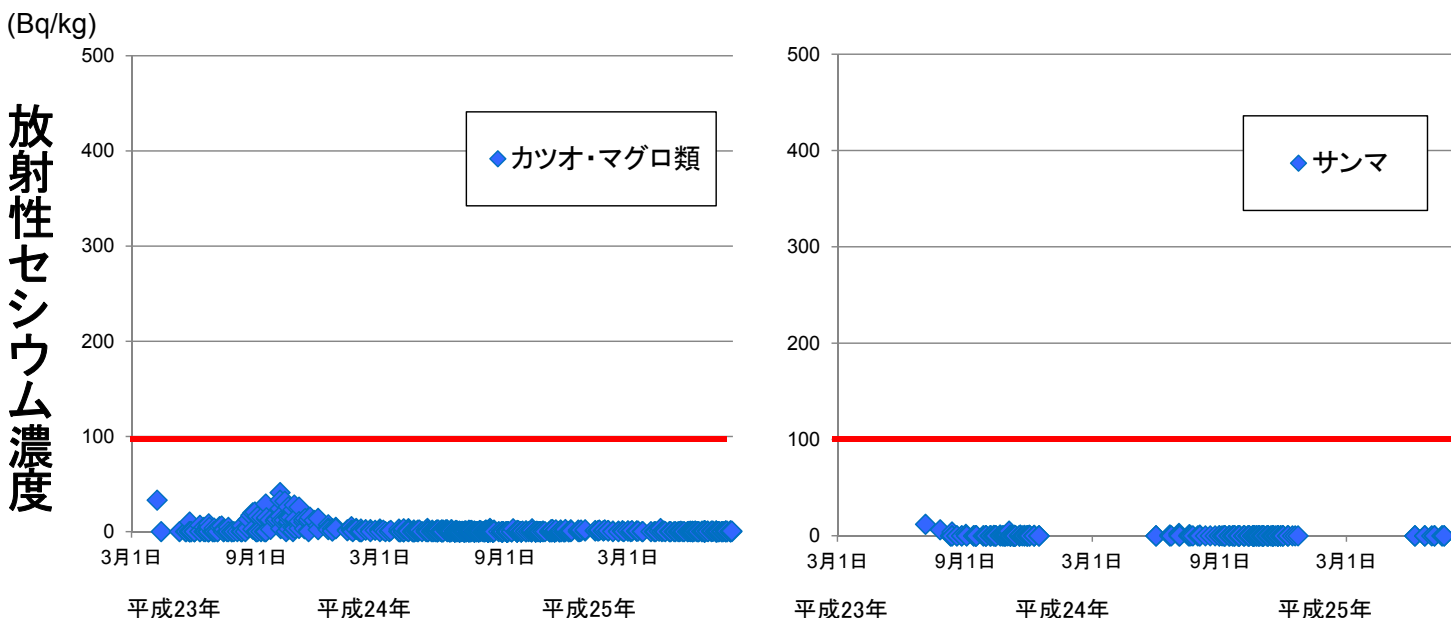
- シラス等の表層魚：時間の経過とともに基準値を下回る
- カレイ等の底魚：現在でも基準値を上回る魚種が存在する
- イカ・タコ、エビ・カニ、海藻類：基準値を下回る
→ 生息域の環境や食性等が品目毎の傾向に関係



(注) 平成23年3月24日～平成25年7月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向(回遊性魚種)

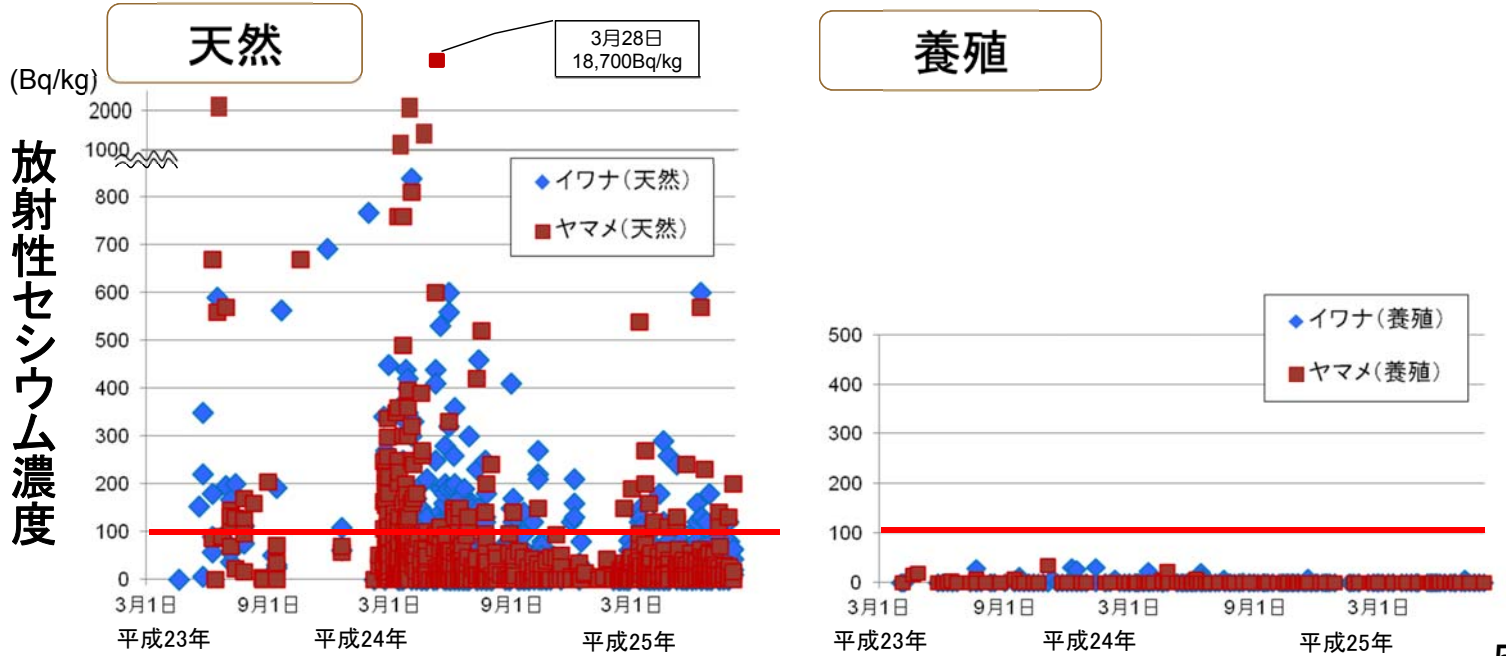
- カツオ、マグロ及びサンマなどの回遊性魚種については、平成23年度から全て100 Bq/kg以下



(注) 平成23年3月24日～平成25年7月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向(内水面魚種)

○イワナ及びヤマメについては、一部地域の天然魚では基準値超えが見られる一方、養殖魚ではすべて100 Bq/kg以下



(注) 平成23年3月24日～平成25年7月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

水産物に関する出荷制限(福島県)

食品の基準値を超えた品目について、地域的な広がりが見られる場合、原災本部長が関係都道府県知事に対し出荷制限等を指示

摂取・出荷制限

海面	内水面
—	ヤマメ(新田川)

出荷制限

海面	内水面
ヒラメ等41魚種(福島県沖)	アユ・イワナ・ウグイ・コイ・フナ・ヤマメ・ウナギ(一部の河川等)

水産物に関する出荷制限(福島県以外)

出荷制限

	海面	内水面
岩手	スズキ・クロダイ・ヒラメ (岩手・宮城県境の正東線以南)	イワナ・ウグイ(一部の河川等)
宮城	スズキ・クロダイ(宮城県沖)、 ヒガンフグ(金華山以南の宮城県沖) ヒラメ(金華山以北の宮城県沖)	アユ・イワナ・ウグイ・ヤマメ (一部の河川等)
茨城	シロメバル・スズキ・ニベ・コモンカスベ・マダラ(茨城県沖)、イシガレイ・ヒラメ(北緯36度38分以上の茨城県沖)	アメリカナマズ・ウナギ・ギンブナ(一部の河川等)
栃木	—	イワナ(一部の河川等)
群馬	—	イワナ・ヤマメ(一部の河川等)
千葉	—	コイ・ギンブナ(手賀沼)

(注) 平成25年8月5日現在

53

水産物に関する自主規制

- 福島県、宮城県、茨城県は、食品の基準値(100Bq/kg)を超える恐れのある水産物の出荷を控えるため、自主規制を実施

福島	福島県沖では全ての沿岸漁業及び底びき網漁業で操業を自粛(ただし、ミスダコ、ヤナギダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケガニ、ズワイガニ、沖合性のツブ貝(シライトマキバイ、チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ及びナガバイ)、キチジ、アオメエソ(メヒカリ)、ミギガレイ(ニクモチ)、ユメカサゴ、ヤナギムシガレイ及びコウナゴ(イカナゴの稚魚)を対象とした試験操業を除く。)
茨城	海域別にアイナメ、クロメバル及びキツネメバル等の生産自粛

(注) 平成25年8月5日現在

54

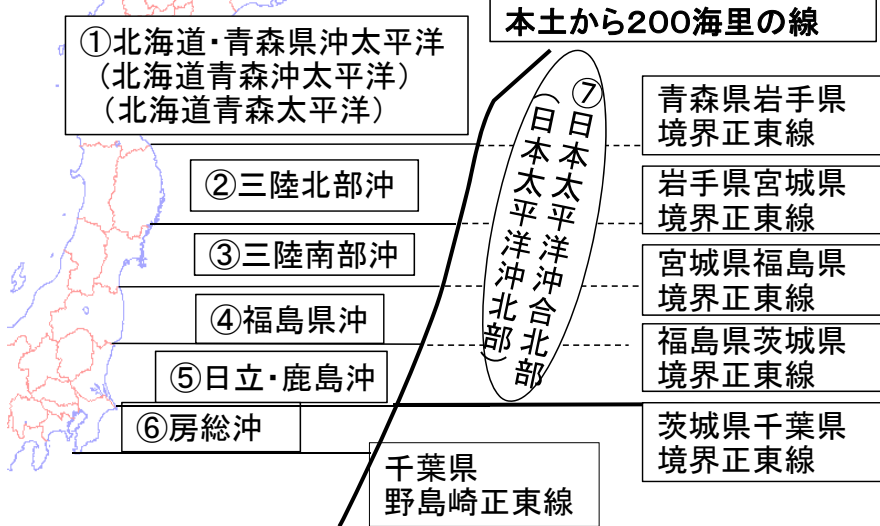
消費者への原産地情報の提供

- 平成23年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。

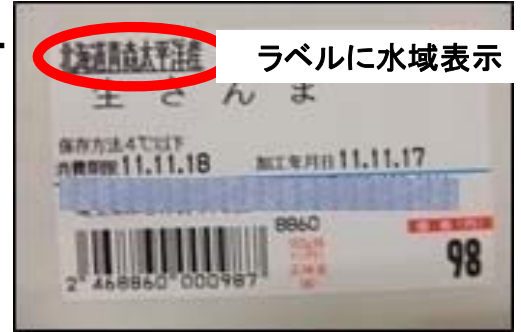
回遊性魚種の水域区分図

【回遊性魚種】

ネズミザメ、ヨシキリザメ、アオザメ、いわし類、サケ・マス類、サンマ、ブリ、マアジ、カジキ類、サバ類、カツオマグロ類、スルメイカ、ヤリイカ、アカイカ



表示の例



ラベルに水域表示

